（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等）

第三十四条の七　（略）

２～６　（略）

７　第一項本文及び第三項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（療養介護に係る指定の申請等）

第三十四条の八　（略）

２～４　（略）

５　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（生活介護に係る指定の申請等）

第三十四条の九　（略）

２～６　（略）

７　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（短期入所に係る指定の申請等）

第三十四条の十一　（略）

２～７　（略）

８　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（重度障害者等包括支援に係る指定の申請等）

第三十四条の十二　（略）

２～４　（略）

５　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（自立訓練（機能訓練）に係る指定の申請等）

第三十四条の十四　（略）

２～５　（略）

６　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（自立訓練（生活訓練）に係る指定の申請等）

第三十四条の十五　（略）

２～５　（略）

６　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（就労選択支援に係る指定の申請等）

第三十四条の十五の二　（略）

２～４　（略）

５　第一項本文及び第二項本文に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等）

第三十四条の七　（略）

２～６　（略）

（新設）

（療養介護に係る指定の申請等）

第三十四条の八　（略）

２～４　（略）

（新設）

（生活介護に係る指定の申請等）

第三十四条の九　（略）

２～６　（略）

（新設）

（短期入所に係る指定の申請等）

第三十四条の十一　（略）

２～７　（略）

（新設）

（重度障害者等包括支援に係る指定の申請等）

第三十四条の十二　（略）

２～４　（略）

（新設）

（自立訓練（機能訓練）に係る指定の申請等）

第三十四条の十四　（略）

２～５　（略）

（新設）

（自立訓練（生活訓練）に係る指定の申請等）

第三十四条の十五　（略）

２～５　（略）

（新設）

（就労選択支援に係る指定の申請等）

第三十四条の十五の二　（略）

２～４　（略）

（新設）